

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

松本市

## 2 構造改革特別区域の名称

松本市 I C T 人材育成特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

松本市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

松本市は長野県の中部から西部に位置し、美ヶ原高原から北アルプスの岐阜県境に及ぶ面積 9 1 9. 3 5 ㎏の県下最大面積の自治体であり、雄大な山並み、幾筋もの清流、澄んだ大気、豊かな自然に恵まれた山紫水明の地であるとともに、平安時代には信濃国府が置かれ、江戸時代には松本藩の城下町として栄え、近年では、長野自動車道、信州まつもと空港など高速交通網の整備により、県下交通の要衝となっています。

また、明治初年の開智学校の開校に始まる独自の教育制度や旧制松本高校の設立にみられるように、本市は伝統的に教育を尊重する気風が強く、近年では普通選挙運動の発祥、世界的に著名な鈴木メソッド才能教育、世界的な花いっぱい運動の発祥、サイトウ・キネン・フェスティバル松本の開催等、教育、文化、芸術の息吹に包まれた都市です。

さらに、産業面では、明治末期から製糸業を主とした近代工業が勃興、大正初年には日本銀行松本支店が開設される等、県下金融の中心地となり、その後昭和 3 9 年の新産業都市指定が転機となって、電気・機械・食料品等の業種を主に発展、最近では精密・コンピュータソフト等の先端産業も充実し、製造品出荷額においては県庁所在地である長野市をしのぎ、県下第 2 位の地位にあり、商業面においては古くから「商都松本」と称されるように、平成 1 2 年の国勢調査によると第 3 次産業の比率が最も高く、今後もサービス、運輸、通信業等を中心に就業者の増加が予想され、商工関連を中心とした企業活動が地域経済の中核を担い、高次に都市中枢機能が集積されています。また、上高地、国宝松本城に代表される秀でた観光資源や全国の市場で高い評価を受けている高原野菜をはじめとする高品質な農産物にも恵まれた田園都市という側面もあわせ持っています。

このように、本市は広大な市域で人と自然が調和し、先人たちが築き上げた歴史・文化を尊び、明るさとやさしさあふれる豊かな心を持った市民と、多種多様な産業に支えられて発展してきました。

2 1 世紀を迎え、「高度情報化時代」、「環境の世紀」、「高齢化時代」など、新世紀を語る多くのことばが飛び交うなかで、とりわけ情報通信技術（I T）の発達、社会・産業構造に急激な変化をもたらし、I T 革命と称されるように国際的な潮流となりました。本市では、この変革の波を的確かつ果敢に捉え、I T 化による本市の都市づくり、都市経営の方向性を示す指針を策定したうえで、市民生活、市民サービスの向上、産業振興をはじめとする地域活性化策を計画的に展開することが、地域の発展に必要な不可欠であると考え、産学官各分野の有識者で構成する「松本市 I T 戦略会議」を設置し、平成 1 3 年 1 2 月、国の「e-Japan 戦略」を指標として「松本市 I T 基本戦略」を策定

しました。同戦略は、健康・福祉・防災・防犯分野の「暮らしの安心」、教育・文化・芸術・生涯学習分野の「生活の創造」、産業・観光・地域連携分野の「地域の躍動」、電子市役所分野の「行政サービスの変革」、人材育成・インフラ・セキュリティ分野の「IT環境の構築」の5つの重点政策分野を骨子とし、「誰もがITの恩恵を享受し、より安心して豊かに生活できる社会」の実現を目指しています。このため、行政、民間、教育機関等、地域全体が連携を図り、協働して地域情報化を推進していくという総合的かつ広域的視野に立った情報通信網の整備、行政情報システム等の各種システムの充実・整備をはじめとし、インフラ整備、利活用両面において、具体的な情報化施策を展開し、市民サービスの向上、地域の発展に努めています。さらに平成17年度において、従来のIT (Information Technology) からICT (Information & Communication Technology) へと進化した国の「u-Japan 政策」、同年4月の周辺4村との合併、情報通信環境の変化を踏まえ、策定以来3年が経過した「松本市IT基本戦略」のバージョン2となる「(仮)松本市ICT基本戦略」の策定をすすめています。「(仮)松本市ICT基本戦略」は、前戦略の目標、重点政策分野等の基本的事項を継承しつつ、より市民生活に直結した分野を的確に推進するため、サービス提供の顧客でもある市民の情報活用能力を確保し、地域社会が等しくICTの恩恵を享受できる環境整備が重要と考え、ICT人材の育成を5つの重点政策分野を横断する共通の施策と位置付けています。

ICT人材の育成は、市民個々の情報活用能力の向上はもとより、地域におけるICTリーダーの育成のほか、個人情報保護に関する認識の高まりに伴い、企業活動においても、情報資産の適正な管理など万全なセキュリティ対策を進めるうえで、その重要性はますます高まっています。

以上のように、本市の恵まれた自然や高速交通網等、優れた立地条件を生かし、かつ伝統的教育風土を継承しつつ、地域の活力の源泉ともいえる企業活動の活性化を目的とし、技術力の向上や経営基盤の強化を図り、高度情報化時代に即した企業体制構築のため、即戦力となるICT人材の育成を強力に推し進める必要があります。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

平成17年版「情報通信白書」によると、インターネットの人口普及率は平成16年末で62.3%に達し、パソコンだけでなく、携帯電話などの移動端末からも接続が可能になり、情報収集手段、通信手段として日常生活に着実に浸透してきています。また、企業におけるインターネット普及率も同白書によると、平成16年末には98.1%に達しており、家庭、職場を問わず、インターネットに接続できる環境が整備され、IT化に関する国家戦略である「e-Japan 戦略」が目標とした「5年以内に世界最先端のIT国家になる」という目標を達成し、さらに、ITが生活・産業の隅々まで浸透し、「いつでも・どこでも・何でも・誰でも」がネットワークにつながり、自由なコミュニケーションが可能となる「ユビキタスネットワーク社会」の構築を目指し、「u-Japan 政策」が提唱され、ICT利活用に関する施策が強力に推し進められています。

本市においては「松本市IT基本戦略」における電子自治体に関する位置付けに基づき、平成15年5月、「松本広域圏のリーダーとして、IT活用により市民・事業者と市役所とを密接に繋げる電子自治体の構築」を理念として「松本市電子自治体推進計画」を策定し、個人情報保護など情報セキュリティ対策を第一に考え、市民が安全かつ安心して利用できる電子自治体構築により、さらなる市民生活の利便性の向上を目指すほか、住民基本台帳カードの多目的利用として大きな期待が寄せられている各種民間サービス（クレジット機能、プリペイド機能など）への拡張に向けた調査・研究を進めています。

また、平成15年「工業統計調査」によると、本市の製造品出荷額5,181億円のうち情報通

信関連が1,037億円(20.0%)を占め、部門別の第1位の地位にあり、本市経済活動の中核を担うばかりでなく、他部門、更には他産業の企業戦略上、高度情報化時代を迎えた今日においては不可欠であるICT化に大きく寄与していると言っても過言ではありません。

このような国・地方自治体の施策や市民生活、企業活動の現状を踏まえ、2010年の実現を目標とされているユビキタスネットワークの恩恵を市民、地域が等しく享受できる社会を構築するためには、ネットワークを介した各種サービスを利用するあらゆる人々の知識や技術の向上が不可欠となっています。

このため本市では、情報処理に関する国家資格のうち、最も基本となる資格である「初級システムアドミニストレータ」及び「基本情報技術者」について、それぞれ「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」及び「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」を実施し、講座を開設する事業主体とともに、ICT技術を有する人材を育成することにより、ICT人材の裾野の拡大、より高度な国家資格の取得、さらには輩出される人材の市内企業への就職率向上、これらの人材の活躍に伴う求人増による雇用の拡大等をもって地域経済の発展を図り、地域の活性化につなげることが可能になります。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本市情報化の指針として策定する「(仮)松本市ICT基本戦略」が目標としようとしている「誰もがICTの恩恵を享受し、より安心して豊かに生活できる社会」を実現するための基本的事項ともいえる市民のICT活用能力の向上及び本市経済の牽引者でもある企業活動を支えるICT人材の育成を目指し、合格率の向上と地域産業の活性化を目標とします。

本特例措置により、午前試験が免除になることから受験者の負担が大きく軽減され、午後の実務的試験対策を十分に講ずることが可能となります。その結果、合格率の向上が見込まれるとともに、資格取得に有利な環境が整備されることで、学生の増加や優秀な人材の集積、地域ICT人材の裾野の拡大を期待し、「初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験」の平成17年度秋期試験の合格率は全国で、それぞれ27.4%、12.8%となっていますが、数値目標として合格率を全国平均の1.5倍以上を掲げることとします。

本特例措置により増加する資格取得者は、情報通信関連産業の比重が高い本市の特性を考慮すると、その能力を発揮するには恵まれた地域であり、学生の市内企業への就職機会の向上が見込まれます。また、企業側としては、若手ICT人材を地域内から確保することが容易となり、企業の競争力が高められ、さらには新たな企業の進出やベンチャー企業の誕生等の相乗効果も期待できます。このように、本市情報通信関連産業をはじめとし、既存産業のICT人材の確保と若者の就職率の向上により産業の集積を図り、地域産業の活性化を一層進めるものです。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特例措置を講ずることによって促進されるICT人材の育成により、次の経済的社会的効果が期待できます。

### (1) 企業の競争力の向上

企業においては、情報通信技術の活用は内部事務、顧客サービス両面において重要性を増しており、従来の「紙ベース」の組織から「電子ベース」の組織への円滑な移行を進める必要があるなかで、高度な知識、技術を有する人材は欠くことのできない存在となっています。本特例措置により、地域内からより多くの若手技術者を育成し、輩出することが可能になり、企業は、安定

的かつ容易な人材の確保及び企業自らの人材育成に要する経費の縮減を図り、戦略的経営を展開することでグローバル化した社会に耐えうる競争力を獲得することができます。

## (2) 企業誘致及び起業

情報通信関連の有資格者を安定的かつ容易に確保できる地域は企業にとっても大きな魅力の一つであると同時に、本市のような地方都市にあっては企業誘致上のアピールポイントでもあります。本特例措置によるICT人材の育成・供給体制の確立により、新たな企業の誘致や、輩出される人材のなかから情報通信産業等の起業も期待でき、産業の集積につなげることができます。

## (3) 就業機会の拡大

情報通信関連産業の比重が高い本市においては、即戦力となるICT人材が求められていることから、資格取得者の地域内での就職は無論のこと、これらの技術者がその能力を発揮することにより、前述の企業力の向上、産業の集積により、さらに多くの雇用が生まれ、特に学生の資格取得は若年層における就業機会の拡大に大きく寄与するものと考えます。

## (4) 地域経済の活性化

本市を中心とする通勤・通学状況は、平成12年国勢調査によると流入人口が流出人口を上回り、27,213人の流入超過となっており、吸収力の高さを示しています。本特例措置は、資格取得を目指す者にとって極めて魅力的なものであることから、本市内の事業主体が実施する講座を受講するために、近隣市町村から現状以上の学生の流入、就業機会の拡大に伴う社会人の流入増が見込まれ、企業活動や消費の拡大・増大による地域経済の活性化が期待できます。

## (5) 地域情報化の促進

本特例措置が講じられることにより、資格取得希望者の本市への流入や合格率の向上による資格取得者の輩出の増加に伴い、ICT人材の密度が向上し、地域におけるICT人材の裾野拡大が進むものと考えられます。その結果、市民のICT活用能力の向上にもつながり、地域情報化の促進を通じた市民生活の向上が期待できます。

## 8 特定事業の名称

- 1131 (1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
- 1132 (1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) (仮) 松本市ICT基本戦略の推進

松本市では、地域情報化の指針として策定した「松本市IT基本戦略」のバージョン2となる「(仮) 松本市ICT基本戦略」が目標としようとする「誰もがICTの恩恵を享受し、より安心して豊かに生活できる社会」の実現に向け、産学官民が連携を図り、協働してICTを活用した地域づくりを推進します。

### (2) 産学官連携の推進

商工団体、大学、松本市等で構成する「松本地域産学官連絡会議」が主体となり、産学官が一体となって地域内の中小企業者や起業家等へ取引執行部門（フロントオフィス）、後方事務部門（バックオフィス）問わず、総合的かつ効果的な支援を行う方策を研究してまいります。

## 別紙 1

### 1 特定事業の名称

1131 (1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 学校法人 松商学園 松本大学

所在地：松本市新村2095-1

(2) 規制の特例措置適用区域内において、認定講座を共同で開設する次の者

(ア) 修了認定に係る試験の提供者

日本CIW普及育成協議会(JACC) 会長 西川靖俊

所在地：東京都千代田区鍛冶町1-5-7

(イ) 認定講座の運営者

学校法人 未来学舎 国際コンピュータビジネス専門学校

所在地：松本市渚2-8-5

### 3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

### 4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

ア 松本大学

「初級システムアドミニストレータ試験講座」

添付書類(履修計画1)に記載のとおり

イ 国際コンピュータビジネス専門学校

「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」(CIW併用コース)

添付書類(履修計画2)に記載のとおり

なお、認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとします。

(2) 修了認定の基準

ア 松本大学

当該講座に3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定めます。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について修了を認定します。

イ 国際コンピュータビジネス専門学校

(ア) 民間資格試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得することとします。

- (イ) (ア)に加え、7割以上の出席をもって履修した後、修了認定に係る試験を受験し、これに合格することとします。なお、当試験における合格基準点は、JACCが定めるものとします。

### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

#### ア 松本大学

試験問題は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する試験問題を使用することとします。試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は適用を受けた事業者が行います。告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとします。

#### イ 国際コンピュータビジネス専門学校

- (ア) 修了認定に係る試験は、当該認定講座の終了日に実施するものとし、その実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定することとします。
- (イ) 認定試験に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特区区域内に指定した施設とします。
- (ウ) 修了認定に係る試験の問題は、JACCが統一して作成したもののうち、経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあっては、IPA）の審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用するものとします。ただし、当該審査によって適切であると認められなかった場合は、経済産業大臣が提供する問題を使用します。
- (エ) 修了認定に係る試験の採点事務は、JACCが行うものとします。
- (オ) 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名及びその生年月日に関する情報と当該民間資格の取得を証する写しとを併せて経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあっては、IPA）に通知するものとします。

### (4) 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の名称及びその試験項目

#### ア 国際コンピュータビジネス専門学校

- (ア) 資格名称 CIWアソシエイト
- (イ) 試験科目 CIWファンデーション
- (ウ) CIW試験範囲の項目 別表1のとおり

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から一年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识の免除を受けられるものです。

## 別紙 2

### 1 特定事業の名称

1132 (1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 規制の特例措置適用区域内において、認定講座を共同で開設する次の者

(ア) 修了認定に係る試験の提供者

日本CIW普及育成協議会 (JACC) 会長 西川靖俊

所在地：東京都千代田区鍛冶町1-5-7

(イ) 認定講座の運営者

学校法人 未来学舎 国際コンピュータビジネス専門学校

所在地：松本市渚2-8-5

### 3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

### 4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

ア 「基本情報技術者試験対策講座」(CIW併用コース)

添付書類(履修計画3)に記載のとおり

なお、認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとします。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得することとします。

イ 「ア」に加え、認定講座を7割以上の出席をもって履修した後、修了認定に係る試験を受験し、これに合格することとします。なお、当試験における合格基準点は、JACCが定めるものとします。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験の実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定することとします。

イ 認定試験に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特区区域内に指定した施設とします。

ウ 修了認定に係る試験の問題は、JACCが統一して作成したもののうち、経済産業大臣(IPAが試験事務を行う場合にあつては、IPA)の審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用するものとします。ただし、当該審査によって適切であると認められなかった場合は、経済産業大臣が提供する問題を使用します。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、JACCが行うものとします。

オ 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該試験結果に基づいて講座修了を認められた者の氏名及びその生年月日に関する情報と当該民間資格の取得を証する写しとを併せて経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあっては、IPA）に通知するものとします。

(4) 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の名称及びその試験項目

ア 資格名称 CIWアソシエイト

イ 試験科目 CIWファンデーション

ウ CIW試験範囲の項目 別表2のとおり

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から一年以内に基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知識の免除を受けられるものです。